

介護保険料の
徴収猶予および減免について

第一号被保険者または主生計者が、災害等で住宅・家財またはその他の財産について著しい損害を受けた場合に、介護保険料の徴収猶予または減免が適用される場合があります。なお、前年の所得や被災の程度によって減免などの可否および内容が異なります。

介護保険料の減免

【対象者】住宅・家財・その他の財産について、それらの価格の3割以上の損害を受け、かつ、前年の合計所得金額が1千万円以下であること。 ※損害額には、保険金などで補てんされる金額は含まない

【必要書類】申請書、り災証明書、被災届出証明書、損害給付金の予定額や受取額が分かるもの、本人確認書類^(※)、その他状況に応じて、追加で提出していただく書類が必要な場合があります。

【減免期間】減免申請のあった年度の保険料を対象とし、申請日以降に到来する納期限の保険料 ※納期限の7日前までに申請を行う必要があります

【問い合わせ】市高齢者サービス課 ☎0940・43・8191

災害等で納付困難な場合
市税等の納付が猶予されます

納税者がその財産につき災害等(震災、風水害、落雷、火災等)を受け、市へ申請し、収支状況から納付すべき市税等を一時に納付することができないと認められた場合、納付が猶予されます。また猶予期間の延滞金が全額免除されます。

※原則、次のいずれかの場合を除き、猶予を受けようとされる金額に相当する担保が必要となります

①猶予を受けようとされる金額が100万円以下

②猶予を受ける期間が3カ月以内

【申請できる対象者】財産に災害等(震災、風水害、落雷、火災等)を受けた納税者

【対象期間】1年の範囲内(財産、収支状況に応じて最も早く完納可能な期間に限りです)

※やむを得ない事情があると認められた場合は最大2年まで延長される場合があります

【必要書類】猶予を受ける金額が100万円以内の場合は^{①②③}、100万円超の場合は^{①②④}となります。

①徴収猶予申請書②災害等を証明する書類(り災証明書や被災届出証明の写し)③財産収支状況書④財産目録、収支の明細、担保提供書

【問い合わせ】市収納課 ☎0940・43・8119

(※)本人確認書類……運転免許証やマイナンバーカードなどの顔写真付き証明書

国民年金保険料の
減免について

国民年金被保険者で被災されたかたは国民年金保険料の一部または全部が減免される場合があります。なお、被災の程度によって減免の可否および内容が異なります。マイナポータルによる電子申請も可能です。

【対象者】国民年金の被保険者で、住宅・家財に、おおむね2分の1以上の被害金額がある人

【必要書類】被災状況届、本人確認書類^(※)、被保険者本人が申請できない場合は委任状

【問い合わせ】市保険年金医療課 ☎43・8127、東福岡年金事務所 ☎092・651・7967

後期高齢者医療保険料および
窓口負担金の減免・猶予について

後期高齢者医療保険の加入者で災害によって生活が困難となり、保険料の納付や医療機関窓口での負担金の支払いが困難となった場合、申請によって減免や徴収猶予が認められる場合があります。

後期高齢者医療保険料の減免・猶予

【対象者】住宅、家財または財産に損害率25%以上(徴収猶予は10%以上)の被害を受けた後期高齢者医療保険の被保険者、同一世帯の世帯主および他の被保険者。床下浸水は対象外。

【減免期間】災害が発生した日の属する月から1年間(徴収猶予は6カ月以内)

【必要書類】申請書、り災証明書、家財に関する申立書〔※損害家財(生活必需品)の一覧〕、持ち家の場合は、固定資産税納入通知書または評価証明、保険金等による補てんがある場合は受取予定額または受取額が分かるもの、本人確認書類^(※)

医療機関窓口負担金の減免・猶予

【対象者】世帯主が過去1年以内に災害によって財産の損害を被った被保険者。なお、損害率や住民税の減免・非課税、預貯金残高などの要件があります。

【減免期間】申請の日から最長6カ月

【必要書類】申請書、り災証明書、世帯主の住民税の災害減免決定通知書、持ち家の場合は、固定資産税納入通知書または評価証明、保険金等による補てんがある場合は受取予定額または受取額が分かるもの、家財り災状況一覧表(自己申告)、本人確認書類^(※)

【問い合わせ】市保険年金医療課 ☎0940・43・8128

8月9日からの大雨災害に伴う被災者支援情報

大雨災害で被災されたかたがたが対象の
税・保険料の減免・猶予制度があります

大雨による土砂災害や浸水被害などによって被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。今回の大雨による被害を受けた場合、次のとおり税や保険料などの減免・徴収猶予を受けられる場合があります。この情報を含む福津市の大雨災害関連情報は市公式ホームページをご覧ください。



国税の軽減等について

災害などに遭ったときは、国税の軽減等が受けられる場合があります。詳しくは、右の二次元コードをご確認ください。



【問い合わせ】香椎税務署 ☎092・661・1031

国民健康保険税および
窓口負担金の減免・猶予について

市国民健康保険の加入者で被災されたかたは国民健康保険税の減免や医療機関窓口での費用負担の猶予等が適用される場合があります。なお、前年の所得や被災の程度によって減免等の可否および内容が異なります。

国民健康保険税の減免

【対象者】市国民健康保険加入者で、住宅・家財(納屋、農機具などの償却資産に限る)に少なくとも30%以上の被害を受けた人。または、本年中の見込所得金額が前年中の合計所得金額と比較して30%以上の減少が見込まれる人

【減免期間】申請日以降に到来する納期限の令和7年度分および令和8年度分の保険税 ※納期限の7日前までに申請を行う必要があります

【必要書類】申請書、り災証明書、本人確認書類^(※)、世帯主とその世帯に属する被保険者の前年所得が分かるもの(令和7年1月1日現在、市に住民票があれば不要)

医療機関窓口負担金の減免・猶予

【対象者】市国民健康保険加入者で今回の災害によって死亡か障がい者となった、または資産に重大な損害を受け、かつ世帯主および当該世帯に属する被保険者の預貯金総額が基準生活費の3カ月分に相当する額以下、かつ、収入が一定額以下で、医療機関窓口負担金の支払いが困難な人

【必要書類】申請書、り災証明書、本人確認書類^(※)、世帯主とその世帯に属する被保険者の給与等収入およびその他資産状況が分かるもの、世帯主とその世帯に属する被保険者の前年所得が分かるもの(令和7年1月1日現在、市に住民票があれば不要)

【問い合わせ】市保険年金医療課 ☎0940・43・8127

市県民税と固定資産税の減免について

市県民税の減免について

大雨災害によって所有する住宅または家財に損害を受けた場合に、減免を受けられる場合があります。 ※納期限の7日前までに申請する必要があります

【対象者】大雨災害によって被害を受けた以下の条件を満たす人が減免申請の対象になります。

- 1.市県民税が課税されていて、納期末到来の税額がある人
- 2.前年の合計所得金額が1千万円以下の人
- 3.災害により、自己の所有する居住用の住宅または家財に30%に相当する額以上の損害を受けた人

※損害の額は、保険金などにより補てんされるべき金額を除いた額をいいます
※被害状況や損害保険金などの補てん額によっては該当とならない場合があります
※納付済みの税額は除きます

【必要書類】申請書、り災証明書、保険金および損害補償金の内容を証明する書類、本人確認書類^(※)

【問い合わせ】市税務課 ☎0940・43・8117

固定資産税の減免について

大雨災害によって所有する固定資産に被害を受けた場合、その被災の程度に応じて減免を受けられる場合があります。なお、納付済みの税額は除きます。

【対象者】大雨災害によって所有する固定資産が滅失または甚大な被害を受けた人

【必要書類】申請書、り災証明書(住家のみ)、本人確認書類^(※)

【問い合わせ】市税務課 ☎0940・43・8118

市県民税・固定資産税の減免について内容が変更となる可能性があります。最新の情報は市公式ホームページでご確認ください

※市県民税や固定資産税の減免について、被災届出兼証明書は被害の程度を証明するものではありません。り災証明書の代わりにはなりませんのでご注意ください。